

# 西有年の産廃処分場計画 「信頼得るには力不足」 事業者が身売りの意向

千種川水系の二級河川・梨ヶ原川の源流部にある西有年の山林を計画地とする産廃廃棄物最終処分場の事業説明会が3日、上郡町梨ヶ原の集会所であり、事業計画が行政の認可を受けた場合、事業者の東洋開発工業所（大阪府豊能町）が廃棄物処理業大手の大栄環境（本社・大阪府和泉市）に身売りする予定であることが明らかになった。

千種川水系の二級河川・梨ヶ原川の源流部にあいさつした東洋開発工業所の役員が自社について「恥ずかしいながら皆様方の信頼をちょうだいするには不十分、力不足」と卑下し、「弊社の株式全体を大栄環境に売却し、100%子会社になる。事業の運営管理は大栄環境が責任をもって行っていく」と話したという。

説明会では冒頭、た住民の話では、現場に設置せず、観測井の水質チェックで異常の有無を調べる」と説明があったという。質疑応答では「調整池だけで集中豪雨をシヤットアウトできるとは思えない」「遮水シートが破れたら、どのように対処するのか」など、防災や環境面の危険性を不安視する意見や質問が出された。事業者側は「工事したことによって洪水が発生するようないかないように設計する」「廃棄物の重さで遮水シートが破れることはありえない」と安全性を強調したが、具体的な根拠を問われると、「現場の測量や調査をしてみないとわからない」「信用していただきたいと言えない」と答えるにとどまったという。

説明会は梨ヶ原自治会員に入場を限定。大栄環境グループの会社案内パンフレット以外に資料は配布されず、プロジェクトで文章や図面を投影しながら口頭による説明だったという。今年2月に大栄環境が三木市内で運営する管理型最終処分場を見学したという男性は「大手が請け負うのであれば安心」と計画に前向き。別の男性は「肝心な部分は説明が上滑りしていた。不安は解消されなかった」と計画の安全性を疑問視した。

大栄環境の社員は説明会開始前、赤穂民報の「計画地がある西有年自治会への説明は行わないのか」との問いかけに、「いずれ実施することになる」と答えた。（写真は梨ヶ原自治会員以外の入場を禁じて行われた産廃最終処分場の事業説明会）

説明会では示された計画概要によれば、事業面積は全体で21・8ヘクタール。遮水工、水処理施設、調整池などを整備した上で、そのうち14・6ヘクタールにがれき類、汚泥、ばいじんなど13品目の廃棄物を持ち込み、20年間で302万立方メートルを埋め立てるとしているプラン。遮水工に敷くシートは保護マットを含めた5層構造で、漏水検知センサー



説明会では示された計画概要によれば、事業面積は全体で21・8ヘクタール。遮水工、水処理施設、調整池などを整備した上で、そのうち14・6ヘクタールにがれき類、汚泥、ばいじんなど13品目の廃棄物を持ち込み、20年間で302万立方メートルを埋め立てるとしているプラン。遮水工に敷くシートは保護マットを含めた5層構造で、漏水検知センサー

# 赤穂民報

発行所  
**社 報 民 穂 赤**  
赤穂市加里屋駅前町58-18  
TEL 43-18886  
FAX 46-2626  
編集人 広島秀紀  
発行人

第2087号 平成26年5月17日

## 産廃専門家会議が開始 来年2月に論点整理 事業者見解書にも意見

産業廃棄物最終処分場の事業計画に対する意見聴取を目的とした兵庫県西播磨県民局長の専門家会議は7日に第1回会議を開き、座長に大阪市立大学大学院名誉教授の野邑奉弘氏（熱工学、エネルギー）を選出した。来年2月の論点整理完了を目指す、次回以降少なくとも3回の会議を開く。

専門家会議は、赤穂市西部地区で「兵庫奥栄建設」（本社・神戸市灘区）が計画している管理型最終処分場の事業計画に対し3万筆を超える反対署名が県へ寄せられたことを受けて、県民局が設置した。構成員は地盤工学や環境リスクなどを専攻する5人。座長代理は野邑氏の指名で清野純史（京都大学大学院教授（防災工学、地震工学））になった。事務局は県民局が務める。会議は「自由な発言を妨げないため」とし



ら計画概要を説明した後、計画地がある福浦の採石場跡を現地視察。今後の日程を調整して閉会したという。次回は視察を踏まえた課題や意見を各構成員から収集し、11月、来年2月の2回で論点を整理していく予定だが、「今後事業者から提出される見解書についても専門家会議から意見を聴取る（谷淵勝・県民交流室長）」としており、「必要に応じて回数を増やす」場合がある。

には、計画反対を訴える市民団体「赤穂の環境を守る会」のメンバー約15人が入り口周辺でのほり旗を手に立ち、建物へ入っていく構成員たちに意思をアピールした。世話人代表の川西康行さん（65）と嶋和は「今後も会議の公開を求めていきたい」と話した。（写真

とが合意形成に必要」とし、意見書の追加提出を事実上容認した。これらの考え方は、報告書の公開や意見書の追加提出権などを求めている市民団体「赤穂の環境を守る会」の申し入れに対する4月30日付け回答書の中に明記された。

**意見書の追加提出  
県が事実上認める**  
産業廃棄物処理施設を設置する事業者が兵庫条例が提出を義務付けている「説明会実施状況報告書」について、県西播磨県民局は「事業者自らが（意見書提出者に）説明すべき」との考えを明らかにした。また、報告書への反論に対しても「事業者が回答するこ

は産廃最終処分場計画の論点整理を目的に第1回会議が開かれた西播磨県民局の専門家会議

開することについて、「（条例で）義務付けはしていない」としながらも、「公開を拒否した場合、関係住民との合意形成は難しくなる」と指摘。「意見書提出者に見解書や報告書を届けるなど事業者自らが説明すべき」と責任を明確にした。また、報告書や見解書についてさらに意見があれば、「事業者に

対して説明を求め事業者が回答することが合意形成に必要である」とし、条例に定められた意見書提出期間（事業計画の広告翌日から45日）を経過した後でも、事業者へ意見書を追加提出できる権利を認めた。ただし、県民局への意見書の追加提出は不可とした。